

平成26年度 第7回千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時
平成27年3月20日（金） 午後0時10分から午後2時45分まで
- 2 場 所
銚子市勤労コミュニティセンターホール
- 3 出席者
委 員：吉門委員長、齋藤副委員長
石川委員、前田委員、近藤委員、工藤委員、坂本委員、
野村委員、葉山委員、村上委員、松菌委員、森委員、柳委員
事務局：環境生活部 矢沢次長
環境政策課 森副課長、山縣班長、伊藤主査、小島副主査、
倉持副主査、宮澤副主査
事業者：（1）安房郡市広域市町村圏事務組合
（2）東総地区広域市町村圏事務組合（都市計画決定権者：銚子市）
傍聴人：9名
- 4 議題
（1）安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影
響評価方法書について

（2）（仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書
について（諮問）
- 5 結果概要
（1）安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影
響評価方法書について、事務局から手続きの状況と方法書に対する意見の
概要について説明が行われた。次に、事業者から当該方法書及び委員から
の質問に対する見解について説明があり、審議が行われた。

（2）（仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書
について、事務局から委員会に諮問が行われ、今後の手続き等について説
明が行われた。次に、事業者から当該方法書の事業計画についての説明が
あり、審議が行われた。

（1）、（2）の審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 : 安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 : 方法書に対する住民等意見の提出状況（安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書）【委員限り】
- 資料 3 : 安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書の概要
- 資料 4 : 安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書 前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 5 : （仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 6 : （仮称）東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書の概要

【別紙】

1 開会挨拶（矢沢環境生活部次長）

委員の皆様には年度末のお忙しい中、委員会に出席いただきありがとうございます。ありがとうございました。

本日御審議いただく案件は2件でございます。

1件目は前回に引き続き、安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る方法書でございます。本日は方法書の概要と、前回委員会及びその後にお寄せいただきました御意見等に対する事業者説明などを予定しております。

2件目は(仮称)東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る方法書でございます。この案件は東総地区広域市町村圏事務組合の構成3市、銚子、旭、匝瑳市でございますが、これらの既存のごみ処理施設の老朽化が進んでいることなどから、組合が新たな施設を整備し、平成33年度の供用開始を目指して、昨年12月15日に手続きを開始したものでございます。現在、方法書の縦覧期間中でございます。本日付け、知事から諮問をさせていただくと共に、1回目の御審議をお願いいたします。

また、会議終了後に事業実施区域及びその周辺地域の状況等について現地確認を予定しております。

委員の皆様には、専門的な見地からの御審議をお願いします。

2 議事

(1) 安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について

- ① 事務局から資料1、2について、手続きの状況と方法書に対する意見書の概要について説明が行われ、質疑が行われた。意見書の概要についての説明は次のとおりであった。

(事務局)

住民等意見提出期限は3月12日であり、期日までに計13通の意見書が寄せられた。資料2は、寄せられた計13通の意見書の内容を要約し、方法書の項目別に分類したものである。速報としての取りまとめであり、資料2は委員会限りの取扱いとさせていただいた。順次、御説明させていただく。

方法書の第2章「対象事業の名称、目的及び内容」の関係の意見について、17項目に整理された。

①として、瀬戸川の水源地に大規模な施設を建設することによる環境影響への懸念についての意見。

②として、人口13万人に対して168(t/日)は過大なのではないか、むしろ

ごみ量を減量するための施策に注力すべきではないかという意見。

③として、熱回収施設の処理方式について焼却方式か、熔融方式か決まっていないうが、熔融方式では高温で例えば事務机等でも熔融により処理してしまい、市民のごみの発生抑制の意欲を削ぐものであり、また、エネルギー消費増に伴うCO₂発生増ということから、環境に配慮したごみ処理を実現するという目的に反するのではないかという意見。

④として、5haの建設地に対して20haの土地を取得する必要性を示すべきという意見。

⑤として、煙突について航空灯の設置を要しない59mの煙突とするとしているが、排ガスが下で淀むことを防ぐためにさらに高くすべきとの意見。

⑥として、排ガス処理対策としてのバグフィルタの種類と耐用年数と根拠について示す必要があるのではないか、また、過去の他の清掃工場などにおける破損事例についても説明し、破損した場合の対応についても示すべきではないかとの意見。

⑦として、熔融方式のシャフト炉の場合、スラグの重金属類の溶出について確認試験を行う計画内容とする必要があるのではないかという意見、また、飛灰をキレート等で固定化等したものについても確認試験を盛り込むべきではないかとの意見。

⑧として、ごみピット排水は塩類が含まれるが、事業計画ではごみピット排水は焼却炉又はガス燃焼室に噴霧し、プラント排水は水処理後に減温塔のガス冷却に使用するとしていることから、機器類の腐食などに対する塩類対策を検討すべきではないかとの意見。

⑨として、不燃、粗大ごみを選別後に破砕するとしているが、破砕時の摩擦熱による爆発的事象について考慮すべきではないかという意見。

⑩として、最終処分場の耐用年数の根拠を示し、主灰、飛灰と処理不適物をサンドイッチ方式で埋め立てるよりも、できる限り分別すべきではないかとの意見。

⑪として、最終処分場について、コンクリートや遮水シートの劣化や破損等への対応についても記載すべきではないかとの意見。

⑫として、最終処分場の浸出水について熱回収施設で処理するとしているが、これについても塩類対策を考慮すべきではないかとの意見。

⑬として、最終処分場の埋立層から発生するガスについて、有害性や地上への排除方法、作業員への健康被害の発生のおそれについても考慮すべきとの意見。

⑭として煙突排ガスについて、法規制の無い水銀について計画目標値を設定しているが、家庭ごみに含まれる可能性の高い鉛等の重金属類や、燃焼管理の

状況が悪い場合に発生する芳香族炭化水素類の目標値を設定していない理由を明らかにすべきとの意見。

⑮として、排水について、法令の規制値の定められている鉛等の有害物質やフッ素、ホウ素について、目標値を設定していない理由を明らかにすべきとの意見。

⑯として、計画地は水源涵養地域であり、最終処分場の設置に適しておらず、事業概要に対しては、すでに専門家から大気・水質の調査、排ガス・有害物質の対策など不備が指摘されていることから、専門家による再検証を行うべきとの意見。

⑰として、施設廃止後の50年後の環境保全対策や解体計画を示すべきとの意見。以上が事業計画に係る意見となる。

次に、方法書の第3章の「対象事業実施区域及びその周囲の概況」に係る意見として、まず、調査範囲について1項目あり、対象事業実施区域を中心に東西約8キロメートル、南北約10キロメートルの範囲を基本としているが、焼却炉の影響範囲について、煙突の高さにもよるが、10キロメートルをはるかに超える調査結果が内外で示されており、それらについても考慮すべきではないかという意見があった。

大気質については3項目あり、①としてPM2.5及びPM1.0以下の超微小粒子状物質の現況濃度の測定値及び経年推移データを示すべきという意見があった。なお、PM2.5のデータとしては方法書の中に館山亀ヶ原での平成24・25年度のデータが示されている。

②として、館山亀ヶ原測定局及び館山北条測定局のダイオキシン類及び水銀について、考えられる発生由来を説明すべきとの意見があった。③として、焼却炉から排出されるおそれのある芳香族炭化水素類の現況濃度について測定を行い、その結果を公表すべきとの意見があった。

気象の状況に関しては1項目あり、排ガス中の大気汚染物質の拡散に影響を及ぼす逆転層（特に接地逆転層）の発生頻度等について示すべきとの意見。

水質の状況、水象の状況については2項目あり①として重金属を含む排ガスが、風向きによって南側や東側に流れた場合に、館山市畑や南房総市白浜町の長尾川上流域、川尻川上流域に与える影響がないと言い切れないため、「南房総市長尾川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」の適用範囲を地図上で示すべきとの意見。

②として、菅田の滝から流れる瀬戸川を図示すべきとの意見であった。なお、方法書の第3章の図では瀬戸川は示されているが支流としての部分が図示されておらず、第5章の図で支流が図示されている。

次に、第4章の「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に関して

は1項目の意見があり、南房総市及び館山市のみでなく、鴨川市及び鋸南町にも排ガス等の影響が及ぶと考えられるため、見直しを行うべきとの意見があった。

次に、第5章の「対象事業に係る環境影響評価の項目」の、「活動要素の選定」に関して1項目あり、雨天時に敷地内雨水が敷地外へ流出することに伴う影響を考慮して、活動要素を選定すべきとの意見があった。

次に、「環境影響評価項目の選定」については5項目の意見があり、①として、大気質の項目として、水銀を選定しているが、六価クロム、砒素、亜鉛についても選定すべきとの意見。

②として、マテリアルリサイクル施設から排出される有害化学物質について、項目として選定すべきとの意見。なお、有害化学物質の意味合いとしては、化学物質過敏症を懸念する意見となっている。

③として最終処分場による水質への影響について、項目として選定すべきとの意見。

④として水質の項目として、六価クロム、砒素、鉛等の重金属も選定すべきとの意見。③と④、また活動要素の選定での意見については、方法書の中で供用時の水質に関しては項目として選定されていない中で、供用時の水質調査項目として選定すべきという意見になっている。

⑤として、山林と海洋は地下水脈や河川を通じてつながっていることから、海洋生物への影響について、項目として選定すべきとの意見があった。

次に、第5章の「調査予測評価の手法」に関して、「大気質」については6項目あり、①として、大気質及び気象の状況の調査について、地域特性を踏まえ、範囲を広げるとともに、地点を増やすべきとの意見。

②として、造成工事に伴う降下ばいじん量の調査地域について、対象事業実施区域から約1 kmの範囲としているが、その根拠を示すべきであり、また、降雨時に雨滴に付着又は溶解して降下する大気汚染物質に関する記述が見られないが、その理由を説明すべきとの意見。

③として、熱回収施設の稼働に伴う大気質の調査地域について、対象事業実施区域を中心に半径4 kmの範囲としているが、最大着地濃度出現地点までの距離の計算値の妥当性に関する実証的な検証が行われたのかを説明すべきとの意見。

④として、熱回収施設の稼働に伴う大気質に係る現地調査について、地上気象及び上層気象の調査期間・頻度が1年間連続又は7日間×4季としているが、その妥当性について説明すべきとの意見。

⑤として、現地は谷が多く地形が複雑な地域のため、直近の交差点周辺では、安房グリーンラインができてから、風が渦巻くようであるため、無風の状態が

どれくらいあるのか調査し、排ガスの拡散予測を実施すべきとの意見。

⑥として マテリアルリサイクル施設から排出される有害化学物質について、施設周辺の低地 10 地点以上の調査及び予測を行うべきとの意見があった。

次に、「水質」に関しては 1 項目であり、最終処分場による影響として、周辺の全ての沢、湧水について、電気伝導度、塩化物イオン、イオンバランスの調査及び予測を 20 地点以上で行うとともに、下流の集落の井戸についても同様に調査及び予測を数地点で行うべきとの意見があった。

次に、「動物・植物・陸水生物・生態系」に関しては 1 項目であり、計画地周辺には、フクロウ、ホタル、ヒメハルゼミなど稀少な生き物が棲息しているため、更に広範囲な地域を対象に調査及び予測を行うべきとの意見があった。

最後に、その他として、アセス制度の範疇に収まるものではないと考えられるが、次の 4 項目の意見が寄せられている。①として、外から施設が見えない状態で、爆発事故・地震・短時間集中豪雨に対する安全性をどのように確保するのかを示すべきとの意見。

②として過去の清掃工場における事故事例を調査し、その内容、原因、対策を明らかにすべきとの意見。

③として、現段階で周辺土壌中の放射性セシウム量を調査するとともに、施設稼働後の影響を考えるべきとの意見。

④として平成 27 年 2 月 11 日に実施された方法書説明会での質疑応答は、具体的なやり取りを議事録に残し、公開すべきとの意見があった。

以上が、意見書の提出状況となる。

(委員)

資料 2 の方法書に関する住民等意見の提出状況について事務局から説明いただいたが、住民からの御意見については今回事業者から回答いただくものではないが、委員それぞれの専門から見て、妥当なものもあれば、方法書の段階で具体的に答えることはできないものもあるかと思う。住民等意見については、念頭においていただいて、これからの審議に反映させていただければと思う。

これを念頭に置いた上で、資料 2 について、御意見、御質問等あればいただきたいが、この場で、一つ一つの意見について御検討いただくものでもないので、今すぐになれば改めて次回までに追加の御意見をいただければと思う。

(委員)

その他の意見で放射性セシウムの調査について、県の指針にどういったことが書いてあるかということに繋がると思うが、国では基本的事項の整理が終わり、3 月末には政省令が整備され、他の所管庁も 5 月の後半には整備されると

いう状況の中で、千葉県として、どのように指針等を改良していく考えなのか。

千葉県では条例上、放射性物質に関しては適用除外をしているので、まず、条例改正の議論から行っていく必要があることは理解しているが、具体的にどのように考えているのか。関連質問として、教えていただきたい。

(事務局)

環境省は3月末に示すと聞いており、関係省庁についても5月とのことなので、それらの状況を勘案しながら、現在の状況を踏まえて、制度の改正が必要であれば、改正する方向でどのように進めて行くのが良いか、現在検討しているところである。

いずれにしても、時期が来たら、条例については除外規定を外すだけであるが、それに伴う指針の改正のような、技術的な中身の部分があるので、当該委員会にも諮問させていただき進めることを念頭においている。

② 事業者から当該方法書及び委員からの質問に対する見解について資料3及び資料4を基に説明があり、その内容に対する質疑が行われた。

【質疑等】

(委員)

資料3のP20の水質に関して、工事に伴う水質の状況の浮遊物質について、調査期間が年4回で内降雨時2回とのことだが、濁度の発生状況は突発的なことで、特に降雨の状況で変わる現象であるため、主要な水路が2カ所あるようなので、それぞれに濁度計を設置し、連続モニタリングするのはどうか。

(事業者)

濁度計の設置については持ち帰り検討させていただきたい。

(委員)

資料3のP18の大気質について、予測方法、地点及び評価手法には地形影響を考慮したとあるが、数値解析又は風洞実験を踏まえたとの書き方をしているが、先ほどの説明で示していたモデルで十分だと判断されたようだが、そのモデルについて説明いただきたい。

(事業者)

今回、予測手法として採用したのは、地形影響を考慮した大気拡散式（ERT-P S D Mモデル）というものであり、基本的な考え方としては、一般的に用

いられているプルームモデルについて拡散時の鉛直方向に関して地形の高さに応じて補正をしながら予測をしていくモデルである。プルームモデルは平板の中での予測となるが、標高による地形の影響を考慮しながら予測が可能となる。

(委員)

ダイオキシンに関して、ダイオキシンの沈着も拡散モデルで計算する旨の記載があるが、どのように行うのか。

(事業者)

ダイオキシンの沈着については、大気拡散モデルとしてプルームモデルを用いて着地点の濃度を求め、ここに過去に環境庁でダイオキシンの土壌への沈着等についてモデル化したものを適用し、焼却施設の運転期間である20～30年間でどれくらい沈着するかを予測するモデルとなっている。

(委員)

各予測モデルの要点のわかる簡単な説明資料をいただきたい。

(事業者)

次回の委員会までに用意したい。

(委員)

地形の起伏が大きく複雑である旨の説明があったが、大気に関して、資料3のP19では気象の調査地点を4地点としているが、地点の選定理由について説明いただきたい。

地形が複雑であるため、4地点で充分であるのか、シミュレーションで十分な構造図が得られるのかどうか、御説明いただきたい。

(事業者)

現地調査地点の設定については、基本的には保全対象の集落の位置と南房総地域の風向等を踏まえて設定したものである。主風向が南西から北北東であり、概略の大気拡散予測を行い、その結果から、St1とSt4をまず設定した。東西方向についても、保全対象の直近であり、また、調査のための電源の確保等の条件からSt2とSt3を設定した。この4地点で、この地域での大気質の状況のバックグラウンドは十分把握できるものとする。また、気象の調査については、南房総市大型車駐車場で計画地の直近の地点として、1年間の地上気象の測定をしている。また、同地点で、上空の逆転層の発生等の上層気象

の4季×7日間の測定を検討している。これらにより、地形影響を考慮した大気拡散式に反映できる大気安定度等の条件について十分に設定できると考えている。

(委員)

資料3のP26の騒音振動の測定に関して、調査期間・頻度には平日・休日の各1日とあるが、平日の何曜日に行うのか。ごみの収集は地域により、曜日で区域を分けて収集を行っていると思うが、それにより曜日によって交通量が大きく変わってくる。測定点No.1~4のどこにどれくらいの車両が通るのか、シミュレーションを行った上で、各測定点ごとに交通量が一番多くなる曜日を選ぶのが良いと考える。

また、P27の図12で矢印が北を向いている箇所があるが、そちらのルートは測定しなくてよいのか。

(事業者)

調査の際に測定を行う曜日については、現状としては清掃工場がないので、曜日による変化はないものと考えている。予測に際しては、それぞれのルートで一番車両が多くなる場合について検討したいと考えている。

図12の北側のルートについては、JRの内房線沿いに県道があり、そこから計画地に向かうルートはすでに安房グリーンラインである。安房グリーンラインは集落の中を通らないため、沿道にはほとんど保全対象となるものが無い。そのため、調査地点の選定の際に、北側のルートは保全対象が無いことと、県道にぶつかった後は交通が分散していくことを考慮し、調査地点から外したものである。

(委員)

北側ルートをパッカー車は通らないのか。

(事業者)

北側ルートもパッカー車は通るが、北側から入ってくる場合に、沿道に集落が現われるのは、図12のNo.3付近の小松寺近くの集落となる。

北側から来る車両に加えて、交差点で東西から車両が入ってくることから、一番負荷が高くなるのはNo.3の地点と考え、調査地点として選定した。

(委員)

資料3のP20で、工事に伴う排水の水素イオン濃度等について、工事排水

の排水処理計画を踏まえて予測するとあるが、具体的にはどのような事を予定しているのか。

(事業者)

工事に伴い、調整池等を築造することになると考えているが、コンクリートの打設が伴うことから、それらを踏まえて、例えば中和処理後に放流すること等を考えて予測を行うことを検討している。

(委員)

工事に伴い発生する水を中和処理することが、排水処理であるということによいか。

(事業者)

若干ではあるが、そのような排水が生じることを想定している。

(委員)

雨により土砂などが発生した場合について、浮遊物質量の部分で沈降試験を行うとあるが、凝集処理を行うようなことは考えておらず、沈降だけで上澄みを流すという計画なのか。

(事業者)

できれば、沈降だけを行い上澄みを流すことで対応したいと考えているが、沈降試験の結果によっては、凝集剤を入れたりすることもありえる。実際には試験をしてみなければわからないので、試験の結果を予測において反映させていきたい。

(委員)

浮遊物質量について予測を行う旨が記載されているが、具体的な方法はどのようなものを考えているのか。

(事業者)

降雨量などを検討する必要があるが、工事中の降雨により裸地から発生する濁水の量を把握し、下流側の調整池、工事中においては沈砂池となるが、こちらに濁水を一旦ため込み沈降させることを考えており、水面積負荷等の手法でどのくらい沈降するかを算出し、排水に含まれる浮遊物質量を予測する。

(委員)

表12にあるとおり、土砂の堆積については定性的にしか予測できないのか。

(事業者)

底質については、定性的な予測が限界と考えている。もし、何か良い方法があれば御教示願いたい。

水底の底質については定量的に予測することは難しいので、対策をメインに予測をさせていただきたい。

(委員)

どのくらいであれば大丈夫なのか、イメージを付け難いことを考えると、出口の部分でしっかりと把握するのが良いと思う。先程、濁度計について意見があったが、そのような対応が望ましいと考える。

供用時の水質について、最終処分場の浸出水の話が前回委員会でもあったと思うが、当該処分場は屋根を作る計画なので、基本的には降雨は入らないものとのことであるが、浸出水として発生する水は何に由来したものなのか。

(事業者)

最終処分場は、いわゆるクローズド型と言われる覆蓋を設置する構造を計画している。最終処分場は最終的に内部の埋立物の安定化をさせるため、水を噴霧して内部の有機物などの洗出しを行う。このため、覆蓋付きのクローズド型処分場であっても浸出水が生じる。

(委員)

最終処分場での埋立物は、基本的には焼却後物と破碎できなかったものとしているが、破碎できないもの由来の汚染物質とはどのようなものか想定されるのか。他の処分場の事例など含めて情報があれば説明いただきたい。

(事業者)

最終処分場には直接埋立てを行うものとしては、瓦などの不法投棄物を想定しており、これに付着した有機系物質の腐敗や金属の腐食したものが汚染物質となることが考えられる。

(委員)

不法投棄物等が埋め立てられたところに、水を噴霧して洗出しを行い安定化をさせ、発生した排水は焼却炉で処理をして、外へ出さないようにするとのこ

と思う。

確認だが、施設の構造がよく分からないところではあるが、最終処分場の屋根などで、屋外からの雨は入らないとのことだが、全く廃棄物との接点が考えられないような構造になっているのか。

(事業者)

通常、埋立地とその外側は、縁切りを行う。例えばU字溝などで、埋立地外からの雨水が埋立地の中に入ってくるのを防ぐ。

(委員)

いわゆる完全クローズド型といった形を想定していると思うが、今回、事業としてどのように現場に適用しようとしているのか、雨水をどのような構造で排除するのか、イメージがつかめない。処分場だけでなく、事業としてどのようなものを作るのか、具体的な絵として示していただくことはできないか。

(事業者)

次回の委員会で、事業地での雨水や内部での散水等がどのようになるのかを、簡単なポンチ絵程度となるが見取図でお示ししたいと思う。

(委員)

資料3のP34の植物・動物に関して、鳥類の調査方法について確認したい。調査頻度が、春、初夏、夏、秋、冬で各月1回となっている。また、猛禽類について繁殖が確認された場合に2営巣期とあるが、これは、鳥類調査の5期の調査で確認するのか。

また、調査方法に夜間調査とあるが、いつ、どのような時期に、何回行うことを想定しているのか。

(事業者)

猛禽類の調査は、計5回の一般調査とは別に、猛禽類を対象とした定点調査を実施して生息状況を確認する。

夜間調査は、5回の調査の際に毎回夜間調査も合わせて実施することを予定している。

(委員)

猛禽類は独立して調査を行うとのことであるが、その際、事前に地域の情報の収集を行うのか。

(事業者)

文献調査ということか。

(委員)

実際に調査に入る前に、現地で活動している団体等が持っている情報を探すようなことは行うのかという意味である。

(事業者)

今回、団体にコンタクトを取ることは考えていない。しかし、地域概況を調べるに当たって、千葉県生物多様性センターから情報をいただき、その中には猛禽類の情報が入っているので、それを前提に調査を行う。

(委員)

現地視察で工事予定の現場を見たが、予想以上に規模の大きいものだった。

道路を手前の深い谷から奥の山までを均すとのことであり、土地の改変による環境への影響に関して、現状の気象を調査するとのことであるが、工事後は気象にも変化がありそうに感じる。

工事によって土地の形状が変わることによる、風向や風速への影響について、どのように考えているのか。

(事業者)

質問を確認させていただきたい。

(委員)

樹木の伐採等により、風速や風の流れが変わる等の影響が考えられるが、事業者の見解はどうか。

(事業者)

気象の予測上の条件として、現在調査を行っている南房総市大型車駐車場は開けた環境であり、地上10mで風向風速を記録している。このデータを煙突の高さに補正することで予測を行う予定である。事業予定地の現状で山になっている所で気象調査を行ってはならず、開けた環境で測定したデータをそのまま予測に適用したいと考えている。

(委員)

実際は、深い谷などの土地を崩したり均す等をするので、粉じん等について、

現況とは別に考えていかなければならないと思う。

(委員)

同様の質問となるが、地形の大規模な改変により、風況が変わる可能性があり、煙突から発生するものや、特に低い所である埋立地から発生するもの等の流れが変わる可能性がある。地形の改変をしたことにより、風況がどのように変わるのか気流のシミュレーションをする予定はあるのか。大気汚染に係る大気質の予測は、地形の改変をしたことにより変わった風況を適用することを考えているのか。

(事業者)

今回の予測では、大気質の予測には大気拡散式を用いて予測することを計画している。気流の流れのシミュレーションを行い、予測に用いることは現時点では考えていない。

(委員)

「現時点では」とのことであるので、今後、検討して問題がありそうであれば、柔軟に対応いただけるよう期待したい。

(委員)

安房グリーンラインが通ることによって、風が変わったという説明があったと思うが、事業計画地は峠の一番高い場所となると思う。排気ガスを流す高さの差もそれなりにあるので、それらも踏まえて、実際に気流がどのように変化し、予測の必要があるのかどうかを含めた説明をしていただきたい。予測を行わないのであれば、行わない理由も記載いただきたい。

(委員)

調査、予測をしましたとただだけでは、準備書の段階でまた問題となるので、現地で実測した数値をそのまま使用しても良いのかどうか検討し、適当な説明をした上で、準備書に進んでいただきたい。

(事業者)

御指摘頂いたことについては、準備書で回答できるよう用意をしたい。

(委員)

施設の稼働に伴う土壌汚染と動植物への影響の両方に係ることだが、土壌に

対するダイオキシン類の影響については拡散モデルを使って濃度予測をするとされている。動植物については哺乳類等で生け捕りと記載しているが、血液は採取するのか。

血液を採取すると、ダイオキシン類等は濃縮されるので、事業開始前の動物の血液を確認していれば、事業開始後の血液と比べることで、汚染が少しでも増していれば確認できる。環境省では野生動物に対して定点観測による調査を行っている。

(事業者)

現状では、動物の血液の採取までは考えていない。

(委員)

他に質問等なければ、本日の1つ目の議題については終了とする。

【事業者退席】

(2) (仮称) 東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書について

事務局から委員会に諮問が行われ、今後の手続き等について資料5により説明があった。次に、事業者から当該方法書の事業計画について資料6により説明があり、質疑が行われた。

【質疑等】

(委員)

事業計画地としている耕作地は、元々は都市計画上はどのような用途用地であったのか。農地で農業振興地域の網がかかっていたものを、都市計画により線引きをし直して、都市計画事業を行うことになったのか。経緯について教えていただきたい。

(事業者)

事業計画地の区域は都市計画区域である。銚子市では、いわゆる非線引き都市計画区域であるので、市街化区域と市街化調整区域を定めていない都市計画区域となっている。その中で、当該地は用途地域の指定のない、白地地域となっている。したがって、農業地域とされているものと考えている。

(委員)

農業振興地域の網がかかっていた所ということか。

(事業者)

農業振興地域ではなく、農業地域である。

(委員)

農業地域であるが、都市計画上で白地地域としてあり、農地として利用しているとのことか。

(事業者)

そのとおりである。

(委員)

最終処分場はどこにあるのか。

(事業者)

ごみ処理施設の整備計画として、当該アセスの対象事業とは別に、最終処分場の設置を計画しているが、新しい処分場の計画地の場所によろしいか。

(委員)

そのとおりである。

(事業者)

新しい処分場の計画地は、焼却施設の事業計画地から3キロほど北北西に離れた、資料6のP3地図では森戸町と記載のある場所付近で計画している。

(委員)

焼却施設から、処分場へ運ぶ車両の数は多くなるのか。

(事業者)

現在計画している焼却施設の規模から考えると、1日2台程度の予定であり、多くはないと考えている。

(委員)

焼却施設について、発電や温水による熱利用は行う計画なのか。

(事業者)

現在の計画では発電による熱利用を行う計画である。

(委員)

どの程度の発電能力になるのか。

(事業者)

現在の計画の施設の規模では、2炉運転で10万kW/日を計画している。

(委員)

資料6のP10にある搬入車両は、現在のそれぞれの施設に搬入している車両台数の合算で数字を示していただいているが、新しい施設は銚子市の比較的外れに位置している。そのため、匝瑳市、旭市からは搬入の距離が長くなり、旭市については、自市だけでなく匝瑳市からの車両も増えることになる。どの地域で交通量が増えるのか、供用後20年続く問題となるので、住民の生活に与える影響について、準備書の時点で構わないので示していただきたい。

(事業者)

中継施設を併せて設置することを計画している。次回での明確な回答にはならないと思うが、示せる範囲で資料を作成することとしたい。

(委員)

コメントとして、地下水の汚染について最大限の配慮をお願いしたい。恐らくボーリングで20m程掘ると硬い泥層の飯岡層に当たり、その上に砂層で一番上にローム層があるが、非常に地下水の循環が早い所である。そのため、汚染が起きると、極めて短い時間で公共用水域に影響が出てくる場所であるので、方法書の調査の段階から配慮いただきたいと思う。

特殊な地質構造が影響する場所なので、地下水の汚染に対する配慮をお願いしたい。

(事業者)

地下水位の調査を行い、それを踏まえて準備書の中で示していきたい。

(委員)

これで、質疑等は終了とする。次回、事業者には方法書の内容について細かい説明をお願いする。

【事業者退出】

(委員)

次回に向けて、事務局には欠席委員を含めて各委員から方法書に関する御意見、御質問の取りまとめをお願いする。

以上で本日の審議は終了とする。

傍聴者には以上で退出願う。

【傍聴者退出】